

お客様各位

「未利用口座管理手数料」新設のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、長期間ご利用のない口座の不正利用等の被害防止のため、令和4年(2022年)4月1日以降に新規開設いただく普通預金口座(総合口座および決済用口座含む)に対し、下記の通り「未利用口座管理手数料」を新設いたします。また本手数料新設にともない、「普通預金(無利息の決済用普通預金を含む)規定」および「めぐろ定期性総合口座取引(無利息の決済用めぐろ定期性総合口座を含む)規定」を改定いたします。

今後ともお客様へのサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

未利用口座管理手数料の詳細について

対象となる口座	<p>令和4年4月1日以降に新規開設された普通預金口座 ※総合口座および決済用口座も含まれます。 ※盗難・紛失などにより利用が停止されている口座も含まれます。 最後のお預入れまたは払戻しから2年以上一度もお預入れまたは払戻し(当該口座の利息ご入金および本手数料の引落しは除く)がない普通預金口座を対象といたします。 ただし、次の口座は対象とはなりません。 ①口座残高が1万円以上の口座 ②同一支店に融資のお取引があるお客様の口座 ③同一支店に定期性預金のお取引があるお客様の口座</p>
手数料のお引落し	<p>お持ちの口座が上記の対象となった場合、お届け住所に事前にご案内文書を郵送いたします。※対象となった最初の年のみの郵送となります。ご案内文書郵送後、一定期間(約3か月)経過後もお取引がない場合、年間1,200円(消費税別)を該当口座より引落しさせていただきます。 ※案内文書が到達しなかった場合においても、通常到着すべき時に到達したものとみなします。 ※引続きお取引がない場合は、翌年以降も本手数料を引落しいたします。</p>
自動解約	<p>口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、口座残高をもって未利用口座管理手数料の一部とし、当該口座を自動的に解約させていただきます。 ※ご負担いただきました未利用口座管理手数料のご返却およびご解約した口座の再利用には応じかねますので、あらかじめご承知おきください。</p>

※未利用口座管理手数料の取扱いについて変更がある場合は、ホームページ等でお知らせいたします。

ご不明な点がございましたら窓口または担当者までお問い合わせください。

以上

